

横浜市記者発表概要

令和5年6月2日
教育委員会事務局
西部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭（男性・20代）
処 分 日	令和5年6月2日（金）
処 分 内 容	戒告
監 督 者 責 任	校長・厳重注意
概 要	当該教諭は、令和3年8月、令和4年7月と、二度の転居により通勤経路が変更となったにもかかわらず、通勤届の申請をせず、合計62,270円の通勤手当を不正に受給した。

2 西部学校教育事務所長コメント

教育委員会として不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先	
西部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-336-3732